

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族のみなさまへ

平成13年3月26日以前に石綿による疾病で死亡された労働者のご遺族で時効により労災保険給付を受ける権利が消滅した方には、**特別遺族給付金**が支給されますが、**請求期限は法改正により、平成24年3月27日まで**となる見通しです。

請求手続きなどのご相談については、**茨城労働局労災補償課(029-224-6217)**または**日立労働基準監督署(0294-22-5187)**までお問い合わせください。

なお、石綿を原因とする病気については、その原因が仕事によるものか仕事以外のものであるか分からない場合、特別遺族給付金の請求と**環境再生保全機構**が所管する)救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

粉じん障害防止規則の改正について

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第143号）が平成20年3月1日から施行されました。

今回は、規制を受ける粉じん作業として新たに、

ずい道等の内部のずい道等の建設作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
屋内において、金属を溶断し、又はアーク溶接する作業のうち、**自動溶断し、又は自動溶接する作業が追加され**、粉じん障害防止規則が定める所要の措置を講ずることが義務付けられる内容となっていますので、ご留意ください。

規模50人未満の事業場に対する長時間労働者への医師による面接指導の実施について

平成18年4月1日に改正された労働安全衛生法により、職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するために、**長時間労働者への医師による面接指導制度**が導入（規模50人以上の事業場について）されていますが、平成20年4月1日からは、規模に関係なく、**全ての事業場で（規模50人未満の事業場についても）**同制度の導入が義務付けられました。

同制度の対象となるケースとしては、労働者の週40時間を超える労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められ、当該労働者が医師による面接指導の申出を行った場合等 となっています。

産業医の選任義務のない規模50人未満の事業場については、県内9ヶ所に設置されている地域産業保健センターを利用して医師による面接指導を実施することも可能です。日立労働基準監督管内には以下のセンターが設置されていますので、ご利用ください。

茨城県北地域産業保健センター

日立市東多賀町5-1-1 日立メディカルセンター別館2F 電話 0294-33-0058

労働契約法の施行について

平成20年3月1日から労働契約法が施行されました。同法は、「労働契約の成立及び変更」、「労働契約の継続及び終了」、「期間の定めのある労働契約」などの**労働契約についての基本的な民事的ルール**が定められています。

労使双方がこの法律の理解を深め、個別労働紛争を未然に防止し、安心・納得して働けるよう努めてください。

最低賃金法の改正について

「最低賃金法の一部を改正する法律」が平成19年12月5日に公布され、**平成20年7月1日から施行**されます。

主な改正内容は、生活保護の施策との整合性にも配慮すること、地域別最低賃金の不払いについての罰金額が2万円から50万円へ引上げられること、**派遣労働者については、派遣元ではなく、派遣先での地域（産業）の最低賃金が適用されること**などとなっています。

また、同法の改正により、**最低賃金適用除外許可制度が廃止され、新たに最低賃金減額特例許可制度が施行**されます。これに伴い、現在最低賃金適用除外許可を受けている事業場におかれましては、許可が**有効期限内であっても、1年以内(平成21年6月30日まで)に最低賃金減額特例許可を取得し直していただく必要があります**ので、期限内(平成21年)に申請していただくようお願いいたします。

パートタイム労働法の改正について

平成20年4月1日からパートタイム労働法が改正され施行されました。主な改正内容は、労働条件の明示事項（文書交付等）に「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」が加えられたこと、**通常の労働者との均衡を考慮し**、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して**賃金を決定**するよう努めることなどとなっています。

法令改正の詳細については、**茨城労働局主管理部(029-224-6211代表)**または**日立労働基準監督署(0294-22-5187)**へお問い合わせください。

また、一部については、**以下のホームページ**でもご参考いただけますので、ご利用ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

茨城労働局ホームページ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>